

第 3 章

公共関与による産業廃棄物最終処分場の 建設経緯と現状

3-1 はじめに

この章では、全国の公共関与による産業廃棄物最終処分場の建設経緯と現状について述べる。

3-2 目的

本章の目的は、全国の公共関与による産業廃棄物最終処分場の建設経緯と現状を把握することである。

3-3 調査方法

全国の公共関与による産業廃棄物最終処分場へのアンケート調査にて得られた情報及びインターネット調査による公共関与による産業廃棄物最終処分場に関する文献を使用した。

3-3-1 アンケート調査方法

インターネット調査により、岐阜県ホームページの岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会の資料「公共関与による産業廃棄物処理事業の主な状況」¹⁾と長野県ホームページの資料 37「廃棄物処理事業に対する公共関与について」²⁾という2つのデータを入手した。このデータを基に、焼却施設、粉砕施設等のみの最終処分場を含まない廃棄物処理施設を除いた、現在稼動している30件の施設を調査対象とした。また、予備調査として、調査対象中の1つにヒアリング調査を実施した。そのヒアリング調査の結果を加味し、アンケート項目を作成した。そして、事前に電話でアンケート依頼の電話をし、上記の30件の施設へアンケートを送付した（送り先の希望にあわせ、メール添付もしくは郵送した）。

3-3-2 アンケート調査期間・回収率

期間：2009年10～11月

回収率：86%（30件のうち、26件）

3-3-3 アンケート内容

表3-1にアンケート項目及び質問に対する回答数を示す（協定書、実施監視体制の内容も含む）。

表 3-1 アンケート項目一覧

	アンケート項目	回答方法	回答数
第一部	最終処分場の正式名称	自由記述式	n=26
	最終処分場の所在地	自由記述式	n=26
	現在の区分（供用中or管理中）	選択式（択一）	n=26
	埋立面積及び埋立容量	自由記述式	n=26
	最終処分場の埋立許可品目	選択式（複数）	n=26
	最終処分場の建設理由	選択式（複数）	n=25
	最終処分場の埋立用地（公有地or私有地）	選択式（択一）	n=25
	最終処分場の用地選定	選択式（複数）	n=21
	第二部	施設建設にあたっての反対運動の有無	選択式（択一）
（一部回答）反対運動の内容		選択式（複数）	n=10
（一部回答）反対運動に対する対応		選択式（複数）	n=10
施設建設にあたって建設予定地との「環境保全や施設運営の安全に係わる協定」の締結の有無		選択式（択一）	n=24
（一部回答）協定締結の関係者		選択式（複数）	n=16
（一部回答）協定書の公開の実施の有無		選択式（択一）	n=15
（一部回答）協定書の公開の方法		選択式（複数）	n=9
（一部回答）アンケート返信の際に協定書の同封は可能か		選択式（択一）	n=12
第三部	住民参加による管理運営の監視活動を行う監視委員会・協議会の設置の有無	選択式（択一）	n=26
	（一部回答）監視委員会・協議会の正式名称	自由記述式	n=12
	（一部回答）監視委員会・協議会の活動内容	選択式（複数）	n=12
	（一部回答）監視委員会・協議会の構成メンバー	自由記述式	n=12
	（一部回答）監視委員会・協議会のこれまでの活動回数	自由記述式	n=12
	（一部回答）監視委員会・協議会での活動内容の情報公開の実施の有無	選択式（択一）	n=10
	（一部回答）監視委員会・協議会での活動内容の情報公開の方法	選択式（複数）	n=4
	（一部回答）監視委員会・協議会での活動内容の情報公開の内容	選択式（複数）	n=3
	地元自治会等への説明会（協議会）の実施の有無	選択式（択一）	n=26
	（一部回答）その自治体等の正式名称	自由記述式	n=7
	（一部回答）説明会のこれまでの実施回数	自由記述式	n=9
	（一部回答）説明会の参加人数	自由記述式	n=9
	（一部回答）説明会は代表者のみか	選択式（択一）	n=9
	（一部回答）説明会の内容	選択式（複数）	n=9
施設建設までの時期と監視委員会・協議会の設置時期と地元自治会等への説明会の実施開始時期の前後関係	自由記述式	n=22	

3-4 結果及び考察

3-4-1 公共関与による産業廃棄物最終処分場の建設経緯

3-4-1-1 公共関与による産業廃棄物最終処分場の建設理由について

アンケート調査により得られた「公共関与による産業廃棄物最終処分場の建設理由」を表 3-2 に示す。また、表 3-2 中の「その他」の内容については表 3-3 に示す。

表 3-2 公共関与による産業廃棄物最終処分場の建設理由 (n=25)

最終処分場の建設理由	選択組織数	割合
適正処理，信頼性確保のため	14	56%
県内の最終処分場の新規許可件数が減少し， 残余年数・容量が切迫したため	9	36%
今まで稼動していた施設が満杯となったため	5	20%
住民の反対運動等により，民間の事業者によ る新規施設の立地が困難な場合が多いため	5	20%
湾岸整備事業として実施	5	20%
その他	5	20%

表 3-3 表 3-2 中の「その他」の内容 (カッコ内の数字は組織数)

その他の内容 (アンケートの記述回答)	筆者による分類
人口急増と都市化の進展にともなって，市町村 や中小企業者が県内に自らの埋立処分場を確保 することが困難になったため(1)	最終処分場の確保が困難
県内に管理型処分場がなかったため(1)	県内に管理型処分場がない
県の公共用地整備計画の一環として実施(1)	都道府県の計画・事業の一環
県の空港周辺整備事業の一環として実施(1)	
地権者からの要望 (土地改良事業) (1)	その他

表 3-2 に示すように，公共関与による産業廃棄物最終処分場の建設理由は，「適正処理，適正確保のため」が 56%と最も多かった．半数以上の組織が選択していることから，多くの自治体が公共の信用力による安全性と信頼性の確保を期待していることが伺える．次いで多かった理由は「残余年数・容量の切迫」が 36%となった．適正処理，適正確保には及ばないが，かなりの処分場が最終処分場の不足という問題を抱え，その解決を期待していることが伺える．また，表 3-3 に示すように，表 3-2 の「その他」の内容としては，「県内に管理型処分場がない」や「都道府県の土地整備計画・事業の一環」というものがあつた．

3-4-1-2 公共関与による産業廃棄物最終処分場の建設用地について

アンケート調査により得られた「公共関与による産業廃棄物最終処分場の建設用地」を表 3-4 に示す．

表 3-4 公共関与による産業廃棄物最終処分場の建設用地 (n=25)

最終処分場の建設用地	選択組織数	割合
公有地	11	44%
民有地	6	24%
公有水面(海面)	6	24%
その他	2	8%

表 3-4 に示すように，公共関与による産業廃棄物最終処分場の建設用地は，44%の割合で

「公有地」が占める結果となった。また、「民有地」「公有水面(海面)」が22%という結果となった。

3-4-1-3 公共関与による産業廃棄物最終処分場の用地選定について

アンケート調査により得られた「公共関与による産業廃棄物最終処分場の用地選定」を表3-5に示す。また、表3-5中の「その他」の内容については表3-6に示す。

表3-5 公共関与による産業廃棄物最終処分場の用地選定 (n=21)

最終処分場の用地選定	選択組織数	割合
いくつかの候補から、なんらかの判断基準をもって決定した	12	57%
入手できる土地が1つしかなかった	0	0%
最初は他の場所を考えたが、住民の反対にあって無理となり、反対の少なそうな場所にした	0	0%
その他	9	43%

表3-6 表3-5中の「その他」の内容(カッコ内の数字は組織数)

その他の内容(アンケートの記述回答)	筆者による分類
県が用地選定、護岸整備を行い、当社は埋立事業の委託を受け実施している(3)	都道府県が用地選定を行った
県新総合5ヵ年計画及び県産業廃棄物処理計画の中で、現埋立地区に産業廃棄物処分場を確保することが策定されたため(1)	
県の循環型社会形成推進基本計画に基づき、港湾整備計画の中に廃棄物処分場整備の方針を定め、現在の場所に建設を行った(1)	
県の公共用地整備計画(1)	
県の空港周辺整備事業(1)	
民間が計画した処分場に関東地区の廃棄物搬入計画があり、地元住民の反対運動となった。その過程において県で処分場用地を購入(1)	都道府県が処分場用地を購入
地元住民からの要望(1)	その他

表3-5に示すように、公共関与による産業廃棄物最終処分場の用地選定は、「いくつかの候補の中から、なんらかの判断基準をもって決定した」が55%と最も多く、「入手できる土地が1つしかなかった」「最初はほかの場所を考えたが、住民の反対にあって無理となり、反対の少なそうな場所にした」は共に0%の結果となった。この結果より、半数以上の処分場が、いくつかの候補の中から何らかの基準をもって用地選定を行っていることが分かった。また、表3-6に示すように、表3-5の「その他」の内容としては、ほとんどが「都道府県が用地選定を行った」というものだった。

3-4-1-4 公共関与による産業廃棄物最終処分場の施設建設にあたっての反対運動について

3-4-1-4-1 反対運動の有無

アンケート調査により得られた、公共関与による産業廃棄物最終処分場の施設建設にあたっての「反対運動の有無」の結果を表 3-7 に示す。

表 3-7 反対運動の有無 (n=21)

反対運動の有無	選択組織数	割合
あり	10	48%
なし	11	52%

表 3-7 に示すように、公共関与による産業廃棄物最終処分場の施設建設にあたっての反対運動の有無は、「あり」が 48%の割合、「なし」が 52%の割合という結果となった。公共の信用力を活用して安全性・信頼性の確保を図りつつ整備する公共関与による産業廃棄物最終処分場だが、半数近い処分場で反対運動が起きていることが分かった。

3-4-1-4-2 反対運動の内容

表 3-7 の反対運動の有無で、「あり」と回答した組織に対し、その反対運動の内容を尋ねた。その結果を表 3-8 に示す。

表 3-8 反対運動の内容 (n=10)

反対運動の内容	選択組織数	割合
反対住民による運動団体の結成	8	80%
反対住民による建設中止等の要望書等の提出	8	80%
反対住民による設置許可取り消しや建設・操業差止め訴訟	4	40%
その他	1	10%

表 3-8 に示すように、「反対住民による運動団体の結成」「反対住民による建設中止等の要望書等の提出」が共に 80%の割合という結果となった。この結果より、反対運動が起こったほとんどの処分場で、反対住民による運動団体の結成、建設中止等の要望書等の提出が行われていることが分かった。また、「反対住民による設置許可取り消しや建設・操業差止め訴訟」が 40%の割合という結果から、反対運動が起こった半数近くの処分場で、反対住民による設置許可取り消しや建設・操業差止め訴訟があったことが分かった。

なお、その他の内容は「周辺の畜産農家による公害調停の申立（不調）」であった。

3-4-1-4-3 反対運動に対する対応

表 3-7 の反対運動の有無で、「あり」と回答した組織に対し、その反対運動に対する対応

応を尋ねた。その結果を表 3-9 に示す。また、表 3-9 中の「その他」の内容については表 3-10 に示す。

表 3-9 反対運動に対する対応 (n=10)

反対運動に対する対応	選択組織数	割合
公社が地元説明会を開催	8	80%
二者(環境事業公社, 反対運動団体)、三者(環境事業公社, 市町村, 反対運動団体)等の協議を行った	5	50%
その他	3	30%

表 3-10 表 3-9 中の「その他」の内容 (カッコ内の数字は組織数)

その他の内容 (アンケートの記述回答)	筆者による分類
県, 市町村, 地元住民で協議を行った(1)	県, 市町村, 地元住民で協議
設置市町村が委嘱した安全確保のための委員会で, 市町村, 住民, 学識経験者が協議を行った(1)	市町村, 住民, 学識経験者で協議
裁判所における和解調停(1)	裁判所における和解調停

表 3-9 に示すように、「公社が地元説明会を開催」が 80%の割合という結果となった。また、「二者(環境事業公社, 反対運動団体)、三者(環境事業公社, 市町村, 反対運動団体)等の協議を行った」が 50%の割合という結果となった。この結果より、反対運動が起こった処分場のほとんどが地元説明会を開催している、半数の処分場が何らかの二者、三者協議を行っていることが分かった。また、表 3-10 に示すように、表 3-9 の「その他」の内容の中には、学識経験者を含めた安全確保のための委員会で協議を行ったというものもあった。

3-4-2 公共関与による産業廃棄物最終処分場の現状

3-4-2-1 公共関与による産業廃棄物最終処分場の基本情報

調査によって明らかとなった、対象施設の基本情報を表 3-11 に示す。

表 3-11 公共関与による産業廃棄物最終処分場の基本情報

都道府県	事業主体	事業主体の区分			最終処分場の名称	現在の区分			施設供用開始時期	埋立面積及び埋立容量	
		廃棄物処理センター	公益法人・公社等(第3セクター)	都道府県直営		供用中	管理中	その他		埋立面積[m ²]	埋立容量[m ³]
茨城県	財団法人茨城県環境保全事業団	○			エコフロンティアかさま	○			2005年	97,700	2,400,000
新潟県	財団法人新潟県環境保全事業団	○			エコパークいずもさき	○			1999年	98,000	1,484,000
山梨県	財団法人山梨県環境整備事業団	○			山梨県環境整備センター	○			2009年	約25,000	約210,000
愛知県	財団法人愛知臨海環境整備センター	○			名古屋港名古屋港南5区廃棄物最終処分場	○			1992年	560,240.66	5,990,000
三重県	財団法人三重県環境保全事業団	○			三田最終処分場	○			2005年	71,000	620,000
滋賀県	財団法人滋賀県環境事業公社	○			クリーンセンター滋賀	○			2008年	98,000	1300000 (覆土400,000cm ³ 含む)
兵庫県	財団法人兵庫県環境クワイエットセンター	○			但馬最終処分場	○			2001年	70,175	910,000
香川県	財団法人香川県環境保全公社	○			綾川町池の浦地区安定型最終処分場			埋立終了後地権者が使用	1997年	156,000	1,300,918
					高松港西地区安定型最終処分場	○			2001年	356,000	1,429,000
					内海港草壁地区安定型最終処分場	○			2001年	100,000	861,000
					観音寺港観音寺地区安定型最終処分場	○			2004年	211,000	1,857,000
佐賀県	財団法人佐賀県環境クリーン財団	○			クリーンパークさが	○			2008年	38,890	413,000
宮崎県	財団法人宮崎県環境整備公社	○			エコクリーンプラザみやざき管理型処分場	○			2005年	54,600	577,000
宮城県	財団法人宮城県環境事業公社		○		財団法人宮城県環境事業公社小鶴沢処理場				1979年	614,280	10,726,000
福島県	財団法人福島県いわき処分場保全センター		○		財団法人福島県いわき処分場保全センターいわき事務所		○		1983年	107,510	1,375,966
群馬県					新里地区産業廃棄物安定型モデル最終処分場	○			2002年	32,463	333,000
千葉県	財団法人千葉県まちづくり公社		○		富津地区産業廃棄物最終処分場	○			1983年	646,000	7,500,000
京都府	株式会社京都環境保全公社		○		株式会社京都環境保全センター瑞穂環境保全センター	○			1984年	90,000	1,236,000
岡山県	財団法人岡山県環境保全事業団		○		水島処分場	○			2009年	第1処分場 962,580 第2処分場 229,000	第1処分場 13,093,000 第2処分場 2,400,000
広島県	財団法人広島県環境保全公社		○		広島県環境保全公社五日市処分場				1991年	375,500	4,855,000
					広島県環境保全公社箕島処分場	○			1988年(安定型) 1989年(管理型)	200,460 119,302	581,334 345,975
山口県	財団法人山口県環境保全事業団		○		宇部港東見初広域最終処分場	○			2008年	93,726	1,038,000
徳島県	財団法人徳島県環境整備公社		○		橋廃棄物処分場	○			2001年	79,000	630,000
秋田県				○	徳島東部処分場	○			2007年	156,000	1,440,000
					秋田県環境保全センター	○			1976年	60,000	1,092,000
埼玉県				○	埼玉県環境整備センター	○	○		1989年	267,600	2,901,000

表 3-11 に示すように、アンケート回答 26 施設のうち、その事業主体の区分は、13 施設が廃棄物処理センター、10 施設が廃棄物処理センター指定を受けていない公益法人・公社等(第3セクター)、2 施設が都道府県直営という結果になった。また、最終処分場の現在の区分については、23 施設が供用中、3 施設が管理中という結果となった。また、それぞれの施設供用開始時期を比較したところ、廃棄物処理センターは、ほとんどの施設が 1990 年後半～2000 年以降という比較的近年に供用開始していることがわかった。このことから、1991 年の廃棄物処理センター制度の創設以降、各処分場が同制度を活用し、廃棄物処理施設の整備を図る動きが活発化してきたことが伺える。逆に、廃棄物処理センター指定を受けていない公益法人・公社等(第3セクター)や都道府県直営の施設の供用開始時期は、さまざまであり、中には 1970 年代のかなり昔から供用開始している施設もみられた。

3-4-2-2 公共関与による産業廃棄物最終処分場の埋立許可品目

アンケート調査により得られた「公共関与による産業廃棄物最終処分場の埋立許可品目」を表 3-12 に示す。また、表 3-12 中の「その他」の内容については表 3-13 に示す。

表 3-12 公共関与による産業廃棄物最終処分場の埋立許可品目 (n=26)

最終処分場の埋立許可品目	選択組織数	割合
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	26	100%
がれき類	25	96%
汚泥	20	77%
燃え殻	19	73%
金属くず	19	73%
鋳さい	19	73%
廃プラスチック類	18	69%
ばいじん	17	65%
ゴムくず	15	58%
紙くず	10	38%
木くず	10	38%
繊維くず	10	38%
政令第2条第13号に定める廃棄物	8	31%
動植物性残さ	4	15%
廃油	3	12%
その他	12	46%

表 3-13 表 3-12 中の「その他」の内容 (カッコ内の数字は組織数)

その他の内容 (アンケートの記述回答)	筆者による分類
一般廃棄物(1)	一般廃棄物
一般廃棄物(不燃性, 焼却灰等)(1)	
一般廃棄物のうち, ごみ焼却灰, し尿処理場焼却灰, 不燃物(1)	
一般廃棄物として, 不燃ごみ, ばいじん, 焼却灰の3種類(1)	
一般廃棄物(焼却灰(排ガス処理に伴うダスト類, 汚泥を含む), 不燃物(土砂, ガレキ, 缶, 破碎処理した分類, 及び溶融固化等処理した廃プラスチック類)(1)	
動物系固形不要物(1)	動物系固形不要物
特別産業廃棄物(廃石綿等)(4) ・石綿含有廃棄物(廃プラスチック類, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず, がれき類) ・廃石綿等(廃プラスチック類, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず, がれき類)(1)	
アスベスト(1)	

表 3-12 に示すように、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」が 100%、「がれき類」が 96%の割合という結果となり、この 2 品目はほぼ全ての公共関与による産業廃棄物最終処分場で埋立が行われていることが分かった。逆に、「動物性残さ」は 15%、「廃油」は 12%の割合という結果となり、どの最終処分場でもあまり扱っていないことが分かった。

また、表 3-13 に示すように、表 3-12 の「その他」の内容として、「一般廃棄物」という

回答がいくつかみられ、公共関与による産業廃棄物最終処分場でも一般廃棄物の受入を行っている施設があることが分かった。

3-5 まとめ

公共関与による産業廃棄物最終処分場の建設経緯について、主に次のことが分かった。

「公共関与による産業廃棄物最終処分場の建設理由」については、「適正処理，適正確保のため」の回答が 56%の割合という結果となっており，多くの処分場が公共の信用力による安全性と信頼性の確保を期待していることが伺える。

「公共関与による産業廃棄物最終処分場の用地選定」については、「いくつかの候補の中から，なんらかの判断基準をもって決定した」の回答が 55%の割合という結果となり，半数以上の処分場がいくつかの候補の中から何らかの基準をもって用地選定を行っているといえる。

「公共関与による産業廃棄物最終処分場の施設建設にあたっての反対運動」については，半数近い処分場で反対運動が起きており，反対運動が起こったほとんどの処分場で，反対住民による運動団体の結成，建設中止等の要望書等の提出が行われているといえる。

公共関与による産業廃棄物最終処分場では，建設にあたっての反対運動に対し，ほとんどの処分場で，公社による地元説明会が開催されている，半数の処分場で二者，三者協議が行われているといえる。

公共関与による産業廃棄物最終処分場の現状について，主に次のことが分かった。

廃棄物処理センターについては，平成 21 年 11 月現在で指定を受けている法人は，全部で 18 法人ある（うち 2 法人が解散）。そのうち 2 法人が廃棄物処理センター指定による管理型最終処分場を計画・整備中であることから，今後も廃棄物処理センター指定による廃棄物処理施設の整備は増えていくと予想される。

廃棄物処理センター制度の指定をうけた施設のほとんどは 1990 年後半～2000 年以降という比較的近年に供用開始しているといえる。

「公共関与による産業廃棄物最終処分場の埋立許可品目」については、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」「がれき類」の 2 品目は，ほぼ全ての処分場で埋立が行われており，「動物性残さ」「廃油」の 2 品目はどの最終処分場でもあまり扱っていないといえる。公共関与による産業廃棄物最終処分場でも一般廃棄物の受入を行っている最終処分場があるといえる。

<参考文献>

- 1) [PDF]ぎふポータル 岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会：第1回委員会（平成18年8月11日開催）配布資料3-6（公共関与による産業廃棄物処理事業の主な例）
<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11225/iinkai/iinkai_siryo1/siry3-6-2.pdf> , 2008-10
- 2) [PDF]長野県 HP：資料37 廃棄物処理事業に対する公共関与について
<<http://www.pref.nagano.jp/kankyo/haiki/keikaku2/sp4data37.pdf#search='廃棄物処理事業に対する公共関与について'>> , 2009-11